

# 変動金利定期預金[単利型]

平成30年4月1日現在

商品名(愛称)	・変動金利定期預金[単利型]
ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
期間	・以下の各方式のうち、いずれかをお選びいただきます。 ① 定型方式(自動継続ができます): 1年、2年、3年 ② 期日指定方式(自動継続はできません): 1ヵ月超3年以内
預入(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息(1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日の6ヵ月ごとの応当日に当日の店頭表示の利率に変更いたします。 ・自動継続時の利率は、継続日における店頭表示利率を適用いたします。 ・預入日の1年ごとの応当日に所定の中間利払い方法(約定利率の70%にて計算)によりお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・20.315%源泉分離課税(国税15.315%、税金地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は、税金はかかりません。 ・法人のお客さま: 総合課税
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いができます。 ・個人のお客さまの場合は、1万円以上の預入かつ、自動継続の場合は「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時~17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率、自動継続による継続処理が行われている場合は中途解約時の取扱いにより計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)